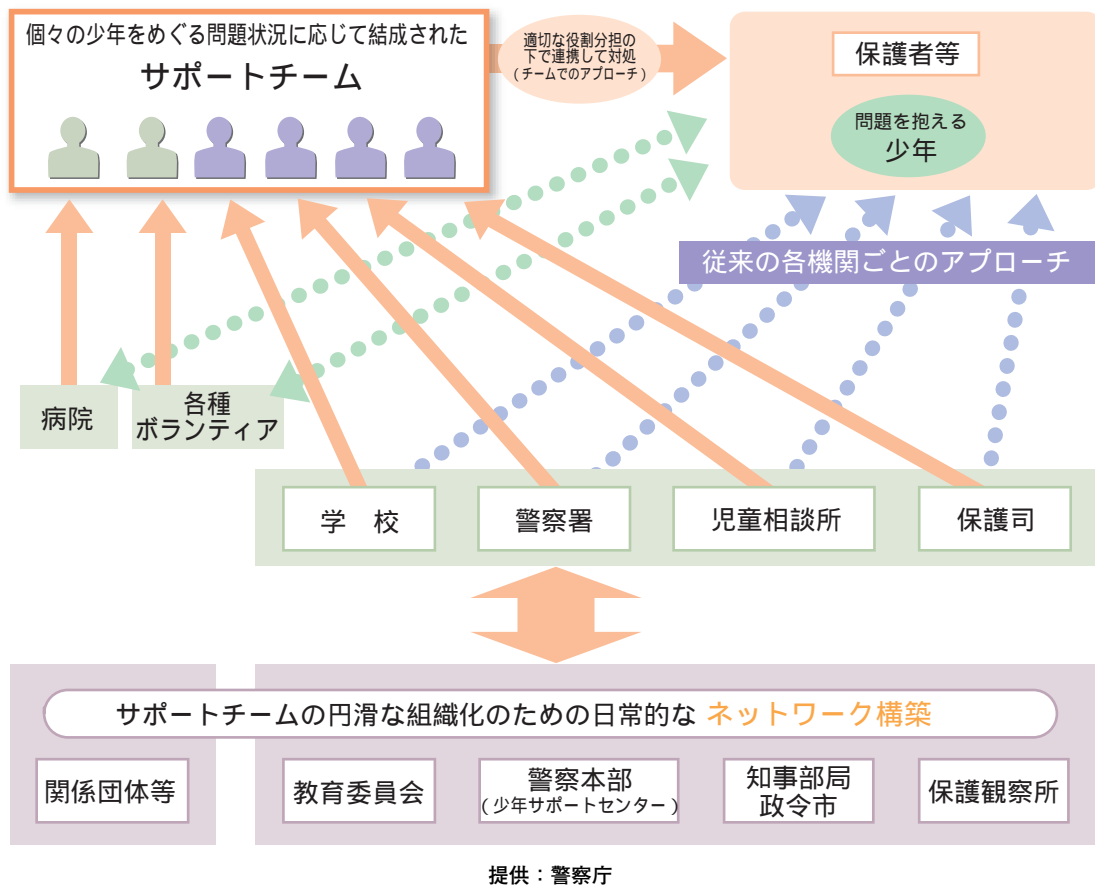


### 少年サポートチームの概要



る子どもを始めとする要保護児童の適切な保護を図るための関係機関との適切な連携について周知している。

#### (15) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

警察において、子どもの死亡例に関する適切な検視等の実施に資する教育、児童虐待の発見に資する指導・教育、児童の保護等を行う職員に対する虐待を受けた児童の特性等に関する教育等職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努めることとされた。

警察では、警察職員に対し、早期に児童虐待を発見するための観点や児童虐待防止法の内容等について指導・教育を行うとともに、虐待を受けた児童の特性や関係機関との連携の在り方等、児童の保護及び保護者への支援を行う警察職員に対して、児童虐待問題に関する専門的な知識・技能の向上のための教育

を実施している。

特に、都道府県警察本部において児童虐待防止対策の業務に従事する警察職員については、関係機関との行動・連携の在り方を含めた児童虐待への対応要領等について教育を実施している。

また、都道府県警察の少年サポートセンター等に勤務する少年補導職員等に対しては、大学教授やカウンセラー等の専門家を講師としたカウンセリング技術専科等の教育を実施しており、児童虐待又は被害少年対策に関する業務を担当する警察官等に対し、平成17年度以降、少年保護対策に関する専科教育を実施している。

平成17年3月、「児童福祉法の一部を改正する法律の施行について」を発出し、要保護児童対策地域協議会への積極的参加による関係機関と連携した児童虐待への取組の推進について指示した。